

大洲市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱

〔平成17年11月28日〕
大洲市要綱120号

(目的)

第1条 この要綱は、地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、市長が社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付国官会第2317号）に基づき大洲市の区域に存する木造住宅の耐震診断に要する経費に対して、予算の範囲内で交付する補助金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「耐震診断」とは、愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル（平成16年8月12日愛媛県制定）に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この要綱において「木造住宅耐震診断事務所」とは、愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱（平成16年7月26日施行）第4条第3項の規定により愛媛県木造住宅耐震診断事務所名簿に登録されている建築士事務所をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号の要件に該当する住宅を所有する者（国、地方公共団体又はその機関を除く。）で、当該住宅の耐震診断を木造住宅耐震診断事務所に委託するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された1戸建の住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあつては、当該住宅以外の用途の床面積が過半でないものに限る。）であること。
- (2) 構造が次に掲げる工法以外の木造であること。
 - ア 枠組み壁工法
 - イ 丸太組工法
 - ウ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づく認定工法
- (3) 地上階数が2以下で延べ面積が500平方メートル以下のもの。

2 木造住宅耐震診断事務所は、前項の委託を受け耐震診断報告書を作成するにあつては、耐震診断結果について、愛媛県建築物耐震評価委員会（愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会規約（平成17年11月21日施行）第8条に規定する委員会をいう。）の評価を受けなければならない。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助対象経費及びこれに対する補助の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助の額
補助対象者が木造住宅耐震診断事務所に委託して実施する耐震診断に要する費用（消費税及び地方消費税の額を除く。）	補助対象経費の総額の3分の2以内の額とし、4万円を限度とする。 (千円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てる。)

2 補助対象経費の範囲については、社会資本整備総合交付金交付要綱の定めるところによる。

(補助事業申込)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震診断に着手する前に大洲市木造住宅耐震診断事業補助金申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の内定通知)

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査のうえ、補助金の内定の適否を決定し、大洲市木造住宅耐震診断事業補助金内定通知書（様式第2号）又は大洲市木造住宅耐震診断事業補助金不内定通知書（様式第3号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更・取下げ承認申請)

第7条 前条の規定により補助金の内定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の内定通知を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、内容を変更し、又は取りやめしようとするときは、あらかじめ大洲市木造住宅耐震診断事業変更・取下げ承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときはその内容を審査し、適当と認めたときは、大洲市木造住宅耐震診断事業変更・取下げ承認通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金交付申請)

第8条 補助事業者は、補助事業完了後、補助金の交付を受けようとするときは、大洲市木造住宅耐震診断補助事業補助金交付申請書（様式第6号）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定通知)

第9条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を決定し、大洲市木造住宅耐震診断事業補助金交付決定通知書(様式第7号)、又は大洲市木造住宅耐震診断事業補助金交付却下通知書(様式第8号)により、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた補助事業者は、大洲市木造住宅耐震診断事業補助金請求書(様式第9号)を、市長へ提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による補助金請求書の提出があったときは、その日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(目的外使用の禁止)

第12条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第13条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取り消し等)

第14条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において既に補助金が交付されているときは、市長はその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により市長へ提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他補助事業の施行について不正の行為があったとき。

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 11 月 28 日から施行する。

附 則（平成 22 年 7 月 12 日大洲市要綱第 59 号）

この要綱は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 1 日大洲市要綱第 46 号）

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 22 日大洲市要綱第 14 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。